

長久手市立小中学校
保護者の皆様

緊急事態措置延長に伴う教育活動ガイドライン

長久手市教育委員会

保護者の皆様方には、長久手市内の小中学校の教育活動に対してご理解とご協力をいただくとともに、感染防止に向けてご配慮いただき、ありがとうございます。

さて、国は、9月10日、愛知県を対象に9月30日までの期間、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底に向けて、緊急事態宣言を延長しました。こうした状況を鑑み、長久手市教育委員会としても、下記のとおり「緊急事態措置延長に伴う教育活動ガイドライン」を決定しました。新型コロナウイルス感染防止に向け、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

下線部分が今回の加除修正です。

記

1 一斉休校及び臨時休業について

一斉休校は、国や県からの指示に従います。

臨時休業の範囲や条件については、学校で家庭内感染ではない感染者が複数発症したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、臨時休業の要否を保健所や学校医と相談の上、必要な場合に行います。なお、臨時休業を行う場合は、必要な対策として学級あるいは学年・学校単位で行うこととし、期間の上限は5～7日間とします。

【学級閉鎖】

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。

①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合

②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合

③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合

④その他、設置者で必要と判断した場合

○学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断します。

【学年閉鎖】

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

【学校全体の臨時休業】

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。

2 学校内で感染者が発症した場合の対応について

感染者本人の行動履歴等のヒアリングおよび濃厚接触者の特定は通常は保健所が行います。なお、保健所からの依頼により、校内の濃厚接触者等の候補者リスト作成に協力する場合があります。(保健所業務の補助) また、児童生徒の健康状況等の把握のため、学校から家庭へ連絡をする場合があります。

3 感染防止対策について

令和3年9月10日付けの「緊急事態措置延長に伴う県立学校の対応について」に記載した対策を徹底し、感染防止対策に努めます。

(1) 学習活動について

感染防止対策を適切に実施して活動します。ただし、感染防止対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は、行いません。

(2) 給食について

ア 引き続き給食時間前の手洗いを入念に行います。

イ 給食中は、飛沫を飛ばさないように机を一方向の向きにし、会話は控えます。また、食後は、マスクの着用を徹底します。

(3) 清掃について

ア 通常の清掃を行います。清掃後には手洗いを入念に行います。

イ 児童生徒が多く触れる場所を中心に、消毒を実施します。

(4) 学校行事について

感染症予防の3つの条件（①密閉 ②密接 ③密集）が重ならないように工夫します。場合によっては、縮小したり、延期したり、実施を見合わせたりすることもあります。

(5) 部活動について

ア 部活動を実施する場合は、校内の活動のみとします。ただし、活動については平日4日以内とし、活動は90分以内とします。休日は実施しません。

イ 練習試合を含めて、対外試合は実施しません。

(6) 児童生徒の健康状態の把握等について

ア ご家庭でも検温、健康状態の確認をし、発熱やかぜ等の症状がある場合は、登校させないでください。

イ 同居のご家族に発熱やかぜ等の症状がある場合も、登校を控えさせてください。

ウ 同居のご家族が濃厚接触者になった場合、検査で陰性が判明するまでは、登校させないでください。

エ 児童生徒に発熱等のかぜ症状があり、すぐに治まった場合（夜に発熱し、翌朝解熱）でも、念のため1日程度、登校を控え受診してください。

オ 本人及び同居のご家族がかぜ等の症状によりPCR検査等を受ける場合、検査結果が判明した場合は、学校に連絡をお願いします。

4 その他

(1) 修学旅行等の校外行事は、中止又は延期します。

(2) ご家庭におきましても、家族を含めた毎日の健康観察を実施し、検温、手洗い、うがいの励行、休日を含めて生徒同士のカラオケや会食を自粛すること、不要不急の外出を控えるなどして、新型コロナウイルス感染防止に向けてご協力をお願いします。

(3) 今後、地域の感染レベルに変更があり、教育活動に大きな影響が生じることになった場合は、再度ガイドラインを配付します。

(4) 新型コロナウイルス感染者が判明したときのメール配信については、各学校で感染者が発症した場合に、今後は該当の学校にのみ送信します。

(5) 新型コロナウイルス感染症に関して、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等が行われることを心配します。誰もが感染する可能性があるものであり、感染者や濃厚接触者となった方への人権尊重、個人情報保護にくれぐれもご理解とご配慮をお願いします。